

請 願 文 書 表

(6 年 6 月 議 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	令和6年 6月7日	地方自治法改正に関する請願	<p>亀岡市荒塚町1丁目4-1 南丹広域振局内</p> <p>京都府職員労働組合 亀岡支部 支部長 篠塚 和則</p> <p>亀岡市大井町かすみヶ丘 12-16</p> <p>憲法九条守ろう亀岡の会 事務局長 原田 貞藏</p> <p>亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館内</p> <p>新日本婦人の会 亀岡支部支部長 福井 里美</p> <p>亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館内</p> <p>全日本年金者組合亀岡支部 支部長 小川 正</p>	大西 陽春 片山 輝夫 三上 泉	<p>(請願の要旨)</p> <p>第213回国会で審議されている「地方自治法の一部を改正する法律案」には、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれていますが、拙速に進めることのないよう求める意見書を採択し、内閣総理大臣、総務大臣等に提出してください。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>現行法では、災害対策基本法や新型インフル特措法など個別の法に規定がある場合に国は地方に指示できることとなっていますが、今回の地方自治法改正案では、個別法に規定がなくても「国が必要な指示をできる」とするものです。</p> <p>2000年施行の地方分権一括法では、国と地方は「上下・主従」ではなく「対等・協力」の関係と位置付け、国の関与は必要最小限にとしました。今回の改正案はその流れに逆行するなど、日弁連や全国知事会が反対や危惧を表明しました。全国知事会は5月10日、「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。」と提言で指摘しています。</p> <p>地方自治の本旨に反し地方分権に逆行する、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定は、拙速に進めないことを求めるものです。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	総務文教 常任委員会